

検察審査会の一事不再理制度に関する法令

*注：いずれも原文は縦書きで、数字はすべて漢数字ですが、アラビア数字に直して引用しました。

検察審査会法（抄）

昭和23年7月12日 法律第147号

最終改正 平成12年 法律第74号

出典 『六法全書 平成16年版』有斐閣

第1章 総則

第2条【所掌事項】 検察審査会は、左の事項を掌る。

- 1 検察官の公訴を提起しない処分の当否の審査に関する事項
- 2 検察事務の改善に関する建議又は勧告に関する事項

検察審査会は、告訴若しくは告発をした者、請求を待って受理すべき事件についての請求をした者又は犯罪により害を被った者（犯罪により害を被った者が死亡した場合においては、その配偶者、直系の親族又は兄弟姉妹）の申立てがあるときは、前項第1号の審査を行わなければならない。

検察審査会は、その過半数による議決があるときは、自ら知り得た資料に基き職権で第1項第1号の審査を行うことができる。

第5章 審査申立

第30条【審査申立権者】第2条第2項に掲げる者は、検察官の公訴を提起しない処分に不服があるときは、その検察官の属する検察庁の所在地を管轄する検察審査会にその処分の当否の審査の申立てをすることができる。ただし、裁判所法第16条第4号に規定する事件並びに私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律の規定に違反する罪に係る事件については、この限りでない。

第31条【申立ての方法】審査の申立は、書面により、且つ申立の理由を明示しなければならない。

第32条【一事不再理】検察官の公訴をしない処分の当否に関し検察審査会議の議決があったときは、同一事件について更に審査の申立をすることはできない。

検察審査会法施行令（抄）

昭和23年11月29日 政令第354号

最終改正 平成11年12月10日号外 政令第396号

出典 『現行日本法規』法務省大臣内閣官房司法法制部・編、ぎょうせい発行

〔併合審査〕

第23条 検察審査会は、同一事件について数個の審査の申立を受理したときは、これを併合して審査しなければならない。